

今は良くても放置し続けると…



〈環境への悪影響 ……

ゴミの不法投棄や樹木の繁 茂により、害虫や悪臭の発 生源になることも

3 【地域コミュニティ への悪影響

景観の悪化、治安の低下、 まちの活気が失われることも

2 (防犯上のリスク

不法侵入、残置物の盗難、 放火につながる可能性も

4 (防災上のリスク

災害時に倒壊や火災で、避 難経路を塞いだり、災害対 応の妨げになることも

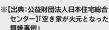
放火被害 や 損害賠償 になる可能性も… 詳細は裏面・



放置してしまうと…

空き家が火元の放火被害

長期間管理不全状態だった空き家が不審火により夜間に出火。空き家を含めた3棟が全焼、ほかの1棟もほぼ全焼する被害





火元の発見が遅れ、延焼被害に繋がりやすい

損害賠償の可能性



火災や強風による飛散等、自身の建物や敷 地内の工作物によって第三者に危害を加え た場合、損害賠償を負う可能性があります。

【損害額の試算例】

■ 火災による隣接家屋の全焼・死亡事故(想定)

都内、高齢夫婦死亡の場合……

6,375万円

■ 外壁材等の落下による死亡事故(想定)

11歳男児死亡の場合……

5,630万円

※【出典:公益財団法人日本住宅総合センター】 「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」

こうなる前に…

地域での交流が大事!



日頃からのご近所付き合いを大切にしましょう。お隣どうしで話し合うことができれば、 早期解決につながる場合があります。



川崎市HP 近隣の空家でお困りの方へ

家の将来を考えることが大事!



空き家になってからでは大変です。いざとい うときに困らないように元気なうちに家族や 親族で家のことについて話し合いましょう。



自分の・家族等の「家の将来」 を考えるパンフレット



空き家に関するご相談はこちらへ

解決まで時間のかかる空き家問題だからこそ、お困りやお悩みのことがございましたらご相談ください。市役所や区役所に空き家についてご相談いただいた場合は、現地調査を行い、状態を確認した上で、所有者調査を行い、空き家を適正に管理していただくよう働きかけていきます。

近隣の空き家に関する相談

■ 川崎市まちづくり局住宅政策部 住宅整備推進課

044-200-2253

所有する空き家に関する相談

(相続・管理・活用など)

■ 川崎市住宅供給公社 すまいの相談窓口

044-244-7590



(すまいの相談窓口

【お問合せ先】

川崎市まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 電話:044-200-0517 / メールアドレス:50zyusei@city.kawasaki.jp